平成２２年（フ）第１０１８号
名古屋市瑞穂区密柑山町１丁目５番地の８
スエルテタウンⅡ棟Ｄ号、開始決定時の住所
愛知県大府市梶田町４丁目14番地の２
破産者　武元寿夫こと　金　　寿夫
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５８号
愛知県豊橋市新栄町字東小向７番地　103、
従前の住所愛知県豊橋市つつじが丘１丁目１番地の２　302
破産者　近藤　義光
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第４６１号
埼玉県鴻巣市吹上本町４丁目12番７―202号
日神パレステージ吹上、開始決定時の住所香川県高松市亀田南町159番地３
破産者　横山　浩子（旧姓橘）
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４０２号
香川県綾歌郡綾川町畑田284番地１、開始決定時の住所香川県綾歌郡綾川町畑田2691番地５
破産者　向井　信二
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３９６号
青森県東津軽郡外ヶ浜町字三厩算用師85番地７
破産者　杣谷　典彬
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４８号
青森市青柳２丁目７番10号
破産者　上田　昌弘
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３０５号
秋田市大町４丁目３番16号　コートヴィレッジ大町305号
破産者　佐藤　信公
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５０号
福島県郡山市細沼町２番13号、破産手続開始決定時の住所福島県田村郡三春町大字下舞木字正神平132番地の52
破産者　安齋　　敬
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１１８号
千葉県山武市松尾町松尾24番地
破産者　石江　保治
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第３３２９号
横浜市戸塚区上矢部町1259番地　コスモＲＩ上矢部101号、開始決定時の住所横浜市戸塚区平戸町1199番地　平戸台ハイツ１棟206号
破産者　田中　節子
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５２３号
神奈川県大和市西鶴間４丁目７番32号　エミーテラスＡ―201号
破産者　加藤　益男
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７９号
神奈川県茅ヶ崎市鶴が台17番４―305号、開始決定時の住所神奈川県藤沢市遠藤398番地の４
破産者　櫻井美代子
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４３号
横浜市磯子区久木町６番13号　武田荘２Ｆ
破産者　杉山　　啓
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１０６号
横浜市泉区緑園６丁目27番地の１　サンシティ緑園
破産者　片山　鎭興
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５４６号
石川県金沢市上安原２丁目50番地
破産者　きむらストアーこと　木村　浩二
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３３０号
岡山県倉敷市連島町鶴新田903番地１
破産者　出宮　寛士
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第３５５号
岡山県井原市東江原町3422番地
破産者　久津間　豊
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係